令和4年(モ)第2358号 強制執行停止決定申立事件 (基本事件 令和4年(ワ)第11156号 建物明渡請求事件)

決 定

東京都江東区北砂五丁目20番

5

10

15

20

25

北砂五丁目都市機構住宅第10号棟609号室

申立人(基本事件被告)

孫

樹 斌

横浜市中区本町六丁目50番地1

独立行政法人都市再生機構 被申立人(基本事件原告) 同代表者理事長 島 TE. 弘 代 理 惠 同 訴 訟 須 賀 子 同 鈴 木 克 也 同 大 Ш 勝 司 同 北 111 博 久

主
文

本件申立てを却下する。

理由

申立人は、控訴に伴う執行停止(民事訴訟法403条1項3号)を申し立てた。 同号に基づく申立ては、適法な控訴提起があった場合であることが要件となってい る。

一件記録によれば、本件申立ての頭書基本事件の仮執行宣言付判決が令和4年7月6日に言い渡され、同判決は同月8日に申立人に対して送達されたこと、申立人が同年8月12日に同判決に対して控訴(令和4年(ワネ)第1822号)を申し立てたことがそれぞれ認められる。そうすると、申立人による上記控訴提起は、控訴提起期間経過後になされたものであるから、本件申立ては、適法な控訴提起があった場合になされたものとはいえない。したがって、本件申立ては民事訴訟法40

3条1項3号の要件を満たさない。

よって、本件申立ては不適法なものであるから、主文のとおり決定する。

令和4年8月19日

5

東京地方裁判所民事第9部

裁判官谷山暢



これは正本である。

令和4年8月19日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 浅 香 大八郎

